

公益社団法人 日本助産師会 ビル
省エネルギー管理対策

制定 2024 年 9 月 30 日

1 日本助産師会ビル施設の概要

1.1 施設の特徴

建物用途	自社オフィスビル		
利用者数	平日：12 人 休日： 0 人		
規模	地下 1 階 地上 5 階		
建物構造	SRC		
敷地面積	8,000 m2	建築面積	4,000 m2
延床面積	851 m2		
用途および用途別面積			
事務室（3 階、5 階）	134 m2		15.7 %
共用部	281.7 m2		32.8 %
各階面	26.95 m2		3.1 %
機械室	26.95 m2		3.1 %
各階面積			
B 1F	145 m2		17.0 %
1F	90 m2		10.5 %
2F	136 m2		15.9 %
3F	130 m2		15.2 %
4F	72 m2		8.4 %
5F	34 m2		3.9 %

竣工年月 1994 年 3 月

1.2 設備の概要

電気設備 主要機器仕様（6.6kV 受電、契約電力 800 kW、等）

空調・衛生設備 主要機器仕様（パッケージエアコン等）

昇降機設備 主要機器仕様（エレベータ 1 基等）

その他設備 主要機器仕様

2 適用範囲

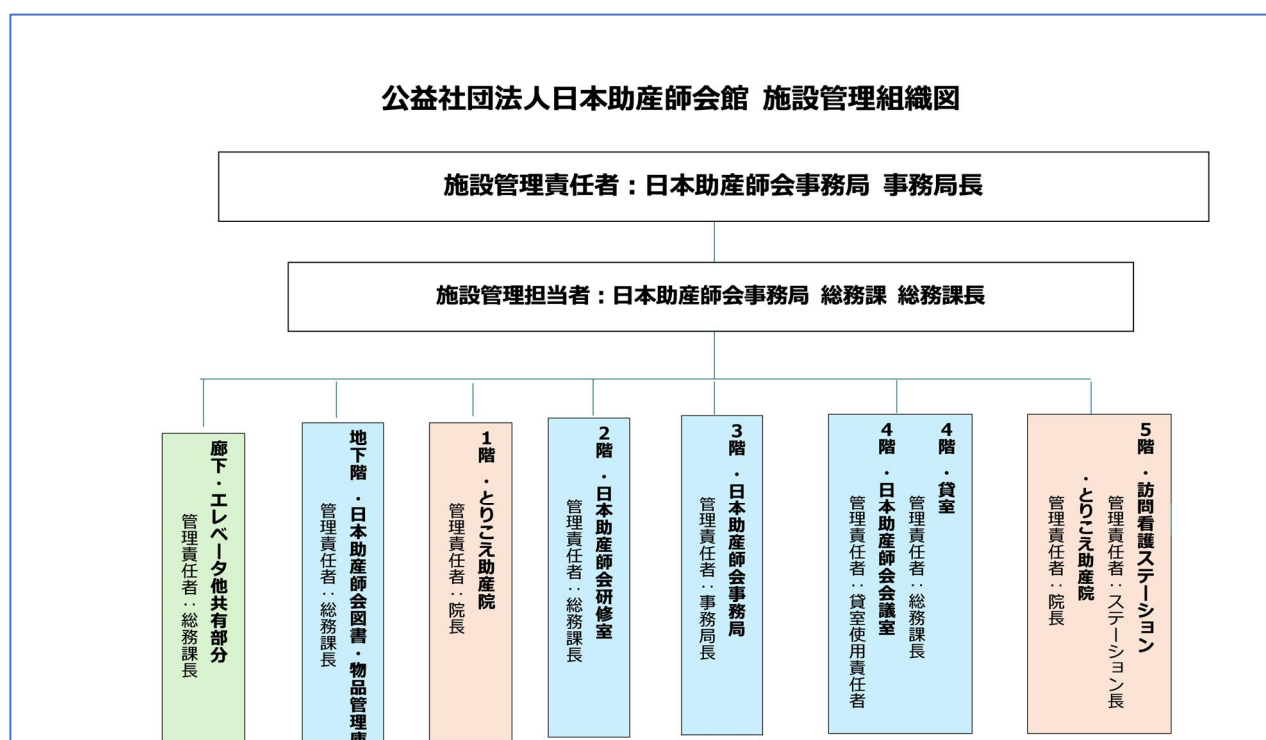
2.1 管理方針制定の目的

本管理方針は日本助産師会ビルの省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という）に適合した エネルギー管理方針を文書化したものである。

2.2 適用範囲

日本助産師会ビルにおいて、消費される電力、化石燃料、ガス燃料、等すべてのエネルギーに関して、および、日本助産師会ビル内の施設運営業務、オフィス業務に適用する。 当ビル施設の管理組織図は下記の通り。

【施設管理組織図】



2.3 運用方法

本省エネ対策の周知については、以下の通りとする。

- (1) 当ビルのエネルギー管理責任者が（以下「エネルギー管理員」という）が立案し、省エネルギー推進委員会の審議を経たのち、施設長の承認を受けて発効する。
- (2) 従業員は本管理対策について修正の必要があるときは、エネルギー管理員に要求を行うことができる。
- (3) 制定および改定された事項は記録に残す。
- (4) 改定の内容は従業員全員に周知する。

3 エネルギー管理方針

3.1 エネルギー管理方針

日本助産師会事務局では全社のエネルギー管理方針を受け、当ビル内の業務ならびに下記事項を考慮してエネルギー管理方針を定め、これを文書化する。

- ・業務の性質および規模に対して適切であること。
- ・継続的改善および職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること。
- ・関連する法規制および会社の方針に則していること。

エネルギー管理方針の当ビル内への周知は事務局長の指示により行う。

3.2 省エネルギー目標の設定

(1) 中期目標

3 か年計画の中期目標を設定する。目標設定に当たっては、日常管理による省エネルギー活動ならびに投資を伴う省エネルギー計画の予想効果を織り込むものとする。投資計画の採算性については、社内基準に従うものとする。

(2) 年度目標

3.3 実施および運用

(1) 体制および責任

(2) 総務課の役割

4 エネルギー管理体制

4.1 目的

4.2 適用範囲

4.3 エネルギー管理組織の整備

(1) 省エネルギー推進組織のリーダーおよびメンバー

- ① リーダーは、事務局長とする。
- ② メンバーはエネルギー管理員ならびに各職場の責任者で構成する。

(2) 省エネルギー推進組織の作業用途と役割分担

- ① 事務局は日本助産師会総務課とする。
- ② データの収集と整理、問題点の抽出と対策などは総務課長行う。

(3) 省エネルギー推進委員会

- ① 年2回程度開催
- ② 議長は日本助産師会事務局長とし、メンバーは事務局およびエネルギー管理員と各職場の責任者とする。
- ③ 議題は省エネルギー目標と実績の対比、問題点の抽出と対策その他省エネ推進に関する事項とする。

(4) 社内啓蒙と従業員教育

4.4 省エネルギー目標の設定

(1) 中期目標と年度目標

- ① 3 か年計画による省エネルギー中期目標を設定し、更に、これを年度毎の目標に区分する。
- ② 中期目標は省エネルギー4.0%とし、初年度目標は4.2%とする。
- ③ 具体的な省エネルギー計画を策定して目標達成のための裏付けとする。
 - ・中期目標はローリングプランとし、達成状況を見て要すれば修正する。

(2) 部門別、用途別およびエネルギーの種類別の目標設定

以下は、将来目標として、当面は、電力について目標を設定し、「ENEOS でんき

電気料金等明細」にある「使用量」の値を以て設定管理する。

4.5 計測器の整備と系統図、設備台帳の整備

(1) 部門別、用途別エネルギー消費量の把握と環境管理データの把握

以下は、将来目標として、当面は、電力について目標を設定し、「ENEOS でんき 電気料金等明細」にある「使用量」の値を以て設定管理する。

- ① 積算電力計、燃料計量器、量水器などの計量器を主要な用途毎に設置する。
- ② 環境管理のために室内の適当な場所に温度計を設置する。
 - ・適宜、室内の湿度、CO2 濃度を計測する。

(2) 系統図および設備管理台帳の整備

- ① 受配電単線結線図、空調系統図、用水・蒸気・冷温水・燃料などの系統図を整備して、エネルギーの流れを把握する。
- ② 設備管理台帳を整備して、主要な機器の仕様、効率、取得年月、修理・改造内容 と費用などの履歴を記録する。

4.6 エネルギー使用状況の把握とデータの整理

以下は、将来目標として、当面は、電力について目標を設定し、「ENEOS でんき 電気料金等明細」にある「使用量」の値を以て設定管理する。

(1) 部門別および主要な用途別エネルギー使用量の把握

- ① 部門別その他、空調・照明・ボイラなどの主要な用途別のエネルギー使用量を把握する。
- ② データはグラフ化して、問題点をわかりやすくし、かつ、経年的な推移を見る。

(2) 関係部門へのデータ提供と、データに基づくエネルギー管理

- ① 部門別の責任を明確にし、問題点の抽出と改善対策実施のためにデータを正確に把握する。
- ② データは速やかに関係部門に提供する。

4.7 設備の新設・更新時の配慮

(1) 高効率機器の採用

- ① 設備の新設・更新時には変圧器、電動機、照明器具、ボイラ、空調機などについて高効率機器を採用する。

(2) 高効率運転方式の採用

- ① 建屋断熱強化、日射遮蔽、廃熱回収、蓄熱装置の採用など省エネルギー対策を検討する。

5 省エネルギー推進委員会

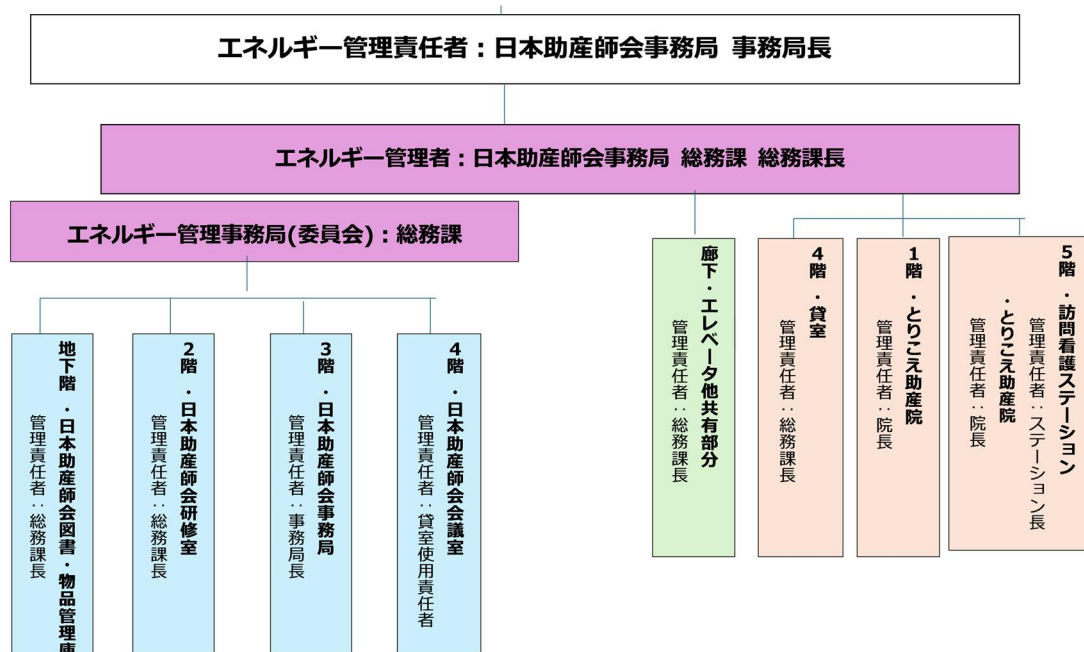
当ビルの省エネルギー推進のために、省エネルギー推進委員会を設ける。委員長は事務局長とする。委員はエネルギー管理員は総務課長とする。事務局は総務課とする。年2回程度

委員会の役割

- ・月別のエネルギー使用実績と目標の対比ならびに問題点の抽出と対策の検討
- ・時系列的なエネルギー使用状況の把握と改善策の検討
- ・省エネルギーに関する設備の改廃の検討

- ・省エネルギーに関する啓蒙活動の検討
- ・その他省エネルギーに関する事項

【エネルギー管理組織図】



以上